

ACSV MONTHLY LETTER

個人事業主や中小企業の節税に使える小規模企業共済と経営セーフティ共済（中小企業倒産防止共済）について説明します。これらは独立行政法人中小企業基盤整備機構により運営されており、金融機関等で加入の手続きをすることができます。

● 小規模企業共済

内容	個人事業主や法人役員の退職金積立制度
加入者	常時使用する従業員が20人（商業とサービス業（宿泊業、娯楽業を除く）では5人）以下の個人事業主、法人役員等
掛金	月額1,000円から7万円までの範囲（500円刻み）で自由に選べます。掛金は税法上、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として個人所得税の課税対象となる所得から控除されます。
共済金	個人事業の廃業、法人の解散、老齢給付（65歳以上で180ヶ月以上掛金払込後の任意解約・役員退任）等で、12ヶ月の掛金を払込み以降は100%を上回ります。 所得税の区分は「退職所得」又は「公的年金等の雑所得」となります。
解約金	共済金の事由以外の任意解約等で、12ヶ月の掛金を払込んだ場合は80%で、それ以後は徐々に返戻率が上がり240ヶ月の払込みで全額が戻ります（最大120%） 所得税の区分は「一時所得」となります。

所得税の課税所得から全額控除できるので、例えば年間60万円で累進所得税率が30%の場合は18万円の税金が軽減できます。共済金等を受取る時には「退職所得」、「公的年金等の雑所得」、「一時所得」となるため、課税をゼロ又は軽減することができます。

法人役員の場合、小規模企業共済への加入と同時に役員報酬を増額する例があります。法人の損金（役員報酬）が増えて法人税等が減り、かつ個人の所得税負担は変わらないのですが、社会保険料の負担が増える場合があるので、注意が必要です。

なお、払込んだ掛金合計額の範囲内で、事業資金などの貸付け（担保・保証人不要）を受けられることもできます。

次回は経営セーフティ共済について説明します。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
4月	個人所得税・消費税の振替納付 固定資産税の納付（第1期）	
5月	自動車税の納付	

（注）法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内です。

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日です。

源泉所得税の納付期限は、翌月10日です（納期特例を除く）。

住民税納付の日程については、上記と異なる地域があります。